

## 庁内検討会について

障害のある子どもに対して、切れ目のない支援体制を構築するための方針の策定について練馬区役所内に庁内検討会を設置し、検討をすすめている。

### 1 庁内検討会について

#### (1) 全体会

構成員（関係各課管理職）

障害者施策推進課・健康推進課・豊玉保健相談所・教育総務課・教育指導課  
学務課・子育て支援課・保育課

検討会開催日時

（第1回検討会）平成27年6月19日

#### (2) 分科会

構成員（関係各課の係長級職員を中心として構成）

検討会開催日時

医療的ケア分科会：（第1回検討会）平成27年7月2日

（第2回検討会）平成27年9月24日

障害児分科会：（第1回検討会）平成27年8月6日

（第2回検討会）平成27年10月1日

### 2 医療的ケア分科会での検討について

#### (1) 現状の確認

資料11のとおり

#### (2) 練馬区が行う医療的ケアの実施基準について

たんの吸引、経管栄養、導尿の行為のうち、主治医および指導医の指示のもと、区立施設において安全かつ適切に実施ができると練馬区が判断した医療的ケアを実施する。

（理由）

たんの吸引と経管栄養については、国が定める研修を受講した介護職員でも実施でき、比較的安全な対応と考えられている。しかし、練馬区では、医療職である看護師が医療的ケアを実施することとし、生命・身体に重大な影響を及ぼす可能性の低い導尿についても基準に加えることとした。

#### (3) 医療職の確保について

区報、区ホームページでの募集では人材を確保することができないことから、今後は訪問看護ステーション、人材派遣等の方法についても検討していくこととした。

#### (4) 今後の検討課題について

主治医の関わり方、保護者との連携、バックアップ体制、緊急対応等について

検討をすすめていく。

### 3 障害児分科会での検討について

#### (1) 現状の確認

資料12のとおり

#### (2) 障害児受入れに関する基本的な考え方について

「障害者差別解消法」が施行されることとなるが、受入れ基準を緩和するためには、一層の人材確保が必須である。また、施設改修も必要となる事例も考えられるが、合理的配慮との兼ね合いをどのようにするのかとの課題もあり、具体的な基準緩和について結論を出すことはできなかった。

#### (3) 今後の検討課題について

人的援助体制、保護者との連携、バックアップ体制等について検討をすすめていく。